

「池田市公益活動促進に関する条例」一部改正（案）の概要

	旧条例（概要）	改正条例（概要）	見直しのポイント
目的	<p>この条例は、公益活動の果たす役割の重要性に鑑み、公益活動の促進に当たっての基本理念、基本的施策等を定めることにより、自主的かつ主体的な公益活動を促進するとともに、行政と公益活動団体との協働を推進し、もって自立した市民が自主的、主体的に活動し、お互いに多様な価値観を認め合いながら共に支えあって生活を営む市民社会を実現し、活力ある豊かな地域づくりに寄与することを目的とする。</p>	<p>この条例は、公益活動の果たす役割の重要性に鑑み、公益活動の促進に関し、基本理念、市民、公益活動を行うもの、中間支援組織及び市の役割、市が行う施策等を定めることにより、公益活動を総合的かつ効果的に促進し、もって暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、これを将来に引き継ぐことを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政と公益活動団体との協働に限らず、市内に居住する者、自治会等地域団体、事業者、学校等の市内で活動する全ての個人及び団体を主体として、幅広く協働を推進する。 また、中間支援組織を目的に記載することで、公益活動促進における中間支援組織の重要性を再認識する。
定義	<ul style="list-style-type: none"> 「公益活動」とは、市民が行い、又は市民のために行われる自発的かつ自立的な活動であって、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 <ol style="list-style-type: none"> 営利を目的とするもの 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものを行うもの 「公益活動団体」とは、公益活動を継続的に行う法人その他の団体をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> 「市民」とは、市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。 「公益活動」とは、市民が行い、又は市内で行われる自発的かつ自立的な活動であって、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするものうち、次に掲げるもの以外のものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 営利を目的とするもの 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの 公共の利益を害するおそれのあるもの 「市民協働」とは、市民と市又は市民と市民が、共通の目標に向かって、相互に信頼しながら公益活動を協力して行うことをいう。 「中間支援組織」とは、市民と市又は市民と市民を仲介し、公益活動の促進のための必要な支援を行う組織をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> 「公益活動団体」の定義を削除し「市民」の定義を見直すことで、公益活動団体に限らず、市内に居住する者、自治会等地域団体、事業者、学校等の市内で活動する全ての個人及び団体を主体として、幅広く公益活動を促進する。 「市民協働」を定義し、市民と市だけでなく、市民と市民の協働も推進する。 「中間支援組織」の公益活動促進における重要性に鑑み、新たに定義する。

「池田市公益活動促進に関する条例」一部改正（案）の概要

	旧条例（概要）	改正条例（概要）	見直しのポイント
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 市が公益活動を支援するに当たっては、その活動の自主性、主体性を尊重するとともに、支援の内容及び手続きについて、公平かつ公正で透明性の高いものでなければならない。 市と公益活動団体が、公益活動を協働して行うに当たっては、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力し、及び協調するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 公益活動は、その果たす社会的意義について、市民、中間支援組織及び市が十分に理解した上で促進されなければならない。 市が公益活動を支援するに当たっては、その公益活動の自主性及び主体性を尊重するとともに、支援の内容及び手続きについて、公平かつ公正で透明性の高いものでなければならない。 市民協働は、市民及び市がそれぞれの役割を認識し、市民協働を行うにあたって必要な情報を共有し、並びに互いの自主性を尊重し、対等の関係で行われなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市だけでなく、市民、中間支援組織が公益活動の果たす社会的意義を理解し、公益活動の促進を図る。 公益活動団体に限らず、市内に居住する者、自治会等地域団体、事業者、学校等の市内で活動する全ての個人及び団体を主体として、幅広く市民協働を推進する。
役割	<p>【市の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、基本理念に基づいて、公益活動の促進に関する施策の実施に努めるものとする。 市は、国、大阪府、池田市社会福祉協議会等の関係機関と相互に連携して公益活動を促進するものとする。 	<p>【市の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、基本理念に基づき、市民及び中間支援組織と協力し、公益活動の促進に関する施策の実施に努めるものとする。 市は、市民に対し、公益活動を促進するため、積極的に情報の提供を行うよう努めるものとする。 市は、行政機関、教育機関及び中間支援組織と連携して公益活動を促進するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供を積極的に行うことで、市民による公益活動の促進を図る。 連携の対象を明確化することで、より緊密な連携体制の構築を図る。
	<p>【公益活動を行うものの役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益活動を行うものは、その活動の有する社会的責任を自覚し、広く市民に理解されるよう努めるものとする。 寄付等を受けて公益活動を行うものは、その活動内容を利害関係者等に説明するよう努めるものとする。 市と協働する公益活動団体は、市民の福祉の向上に努めるものとする。 	<p>【公益活動を行うものの役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益活動を行うものは、その公益活動の有する社会的責任を自覚し、その公益活動を広く市民に理解されるよう努めるものとする。 寄附等を受けて公益活動を行うものは、その公益活動の内容を利害関係者に説明するよう努めるものとする。 	<p>市民協働は、市民の福祉の向上に限らず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものとする。</p>

「池田市公益活動促進に関する条例」一部改正（案）の概要

	旧条例（概要）	改正条例（概要）	見直しのポイント
役割	<p>【市民の役割】 市民は、公益活動に対して理解を深めるとともに、必要に応じて協力するよう努めるものとする。</p>	<p>【市民の役割】 市民は、地域社会に関心を持ち、公益活動について理解を深め、自らできることを考え、自らの特性を生かしながら、参加し、及び協力するよう努めるものとする。</p>	<p>市内に居住する者、自治会等地域団体、事業者等市内で活動する全ての個人及び団体を主体として、幅広く公益活動に参加し協力するよう努めることで、新たに自ら公益活動を行う主体や既の実施されている公益活動に参加する主体を増やし、公益活動の促進を図る。</p>
	<p>【事業者の役割】 事業者は、地域社会の構成員として自ら公益活動を行うとともに、公益活動に対して理解を深め、その活動に協力し、支援するよう努めるものとする。</p>		
	—	<p>【中間支援組織の役割】 中間支援組織は、公益活動を促進するため、市民及び市に対して情報の提供、助言及び応談並びに市民と市又は市民と市民の交流の促進を行うよう努めるものとする。</p>	<p>公益活動促進協議会に限らず、様々な中間支援組織が、市民と市のつなぎ役として活発に活動するよう努めることで、公益活動の促進を図る。</p>
市の施策	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、公益活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、公益活動の促進に関する基本的な方針を策定するものとする。 ・市は、公益活動の促進に関する施策の適切な実施に資するため、市民及び公益活動団体の意見を前項に規定する基本的な方針及びそれに基づく市の施策に反映させるよう努めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定する施策は、次に掲げるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市職員を含め、市民の公益活動に関する意識の醸成に関する施策 (2) 公益活動を促進するための施設整備その他環境整備に関する施策 (3) 公益活動に対する支援に関する施策 (4) 市民協働による事業の推進及び評価に関する施策 (5) 前各号に掲げるもののほか、公益活動の促進に必要な施策 ・市は、前項各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するため、公益活動の促進に関する基本的な方針を策定するとともに、市の組織内における体制を整備するものとする。 	<p>市職員の意識の醸成、及び施策を総合的かつ計画的に実施するための市の組織体制の整備などを行い、庁内体制の強化を図る。</p>

「池田市公益活動促進に関する条例」一部改正（案）の概要

	旧条例（概要）	改正条例（概要）	見直しのポイント
公益活動促進協議会	中間支援組織である公益活動促進協議会の組織や業務、運営について規定。業務は、中間支援業務として6項目が記載されている。	—	市内で活動する中間支援組織が複数存在している現状のため、特定の組織である公益活動促進協議会の規定を削除し、公益活動促進協議会に限らず、様々な中間支援組織との連携を図っていく。
登録制度 協働提案事業 公益活動助成	<p>【登録制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益活動団体が登録基準を満たして申請した場合登録できる登録制度に関して規定する。 申請内容や登録事項の変更及び抹消、又登録団体の情報公開等について規定する。 <p>【協働提案事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録団体は、市が現に実施している事業（今後実施し得る事業を含む。）のうち、市と協働することのできる事業について、市長に提案することができる。 市長は、上記提案について、法令及び条例その他現行制度との整合性、実現可能性、費用対効果並びに公正及び公平性の確保の観点から審査を行い、提案登録団体と協働する必要があると認められる事業について、予算上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。 <p>【公益活動助成】</p> <p>公益活動促進基金を財源として、登録団体の公益活動に対して、助成をすることができる。</p>	<p>【登録制度】</p> <p>—</p> <p>【協働提案事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録団体ではなく、市民が活用できる制度とする。 市からも、市が現に実施している事業（今後実施を予定している事業を含む。）のうち、市民協働できる事業を提案する。 市長は、上記提案について、審査を行い、市民協働が必要であると認められる事業について、予算上の措置を前提としたものではなく、提案に沿った必要な措置を講ずる。 協働提案事業の評価、情報の公表を行う。 <p>【公益活動助成】</p> <p>公益活動促進基金を財源として、公益活動に対して、助成をすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市内に居住する者、公益活動団体、自治会等地域団体、事業者、学校等の市内で活動する全ての個人及び団体を主体として、幅広く公益活動を促進するため、登録団体の規定を本条例から削除する。 市民協働の参画を醸成するため、提案の主体を幅広く見直すとともに、新たに市から市民協働できる事業を提案する。 対象を幅広く見直し、公益活動の参加を促す。